

市立秋田総合病院新病院建設に伴う造作カウンター工事
余裕期間に係る特記事項

※この特記事項は建築工事特記仕様書の一部である。

(定義)

- ・ 余裕期間 余裕期間の設定対象工事(以下「余裕期間設定工事」という。)の請負契約(以下「契約」という。)の締結の日から当該余裕期間設定工事の着手の日(以下「工事着手日」という。)の前日までの期間をいう。
- ・ 実工期 余裕期間設定工事を実際に施工するために必要な期間(準備及び後片付けの期間を含む。)をいう。
- ・ 全体工期 余裕期間に実工期を加えた期間をいう。

(適用内容)

- ・ 本工事は余裕期間設定工事であり、工事着手日は令和3年4月1日とする。
- ・ 余裕期間内においては、現場工事に着手できない。
- ・ 共通費については、令和3年4月1日を工事着手日とする実工期に基づき計上している。
- ・ 工事着手日前にあつては、受注者は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、工事現場に資材搬入や仮設物設置等を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。

(技術者の配置に関すること)

- ・ 現場代理人・主任(監理)技術者選任届は契約時に提出すること。なお、余裕期間にあつては、現場代理人・主任(監理)技術者の配置は不要であり、配置及び専任を開始する時期は、工事着手日からとする。
- ・ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付けとする。

(前払金の請求に関すること)

- ・ 契約事項第35条に規定する前払金については、工事着手日以降でなければ請求することができない。

(手続き等)

- ・ 工事請負契約書に記載する工期は全体工期とし、特別契約事項欄に余裕期間設定工事であることを記載するとともに、実工期を記載すること。
- ・ 工程表は契約締結後10日以内に提出することとし、記載に当たっては余裕期間を除いた工程とすること。
- ・ 工事着手届、施工計画書は工事着手日に提出すること。
- ・ 建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書の提出については、建設業退職金共済制度取扱要領に基づき契約後1ヶ月以内に提出すること。
- ・ 契約保証の保証期間については、余裕期間を含めた全体工期を含むものとする。

(技術者が工事着手日に配置できない場合の対応)

現場代理人・主任(監理)技術者選任届により届出された技術者が、工事着手日に配置できない場合であっても、技術者の変更を認めない。

ただし、工事着手日前に従事していた工事の不可抗力による遅延、又は技術者の死亡、傷病、出産その他契約担当者が認める事情により当該技術者が配置できなくなった場合は、秋田県通知「監理技術者等の工事現場における専任配置等について(平成16年3月31日付け建管-3097)」に準じて技術者の変更を認めるものとする。

なお、技術者の変更を認める場合、3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあることを必要とする。